

三郷町タウンミーティング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町民と町長が町政に関する対話を行う三郷町タウンミーティング（以下「タウンミーティング」という。）を実施することにより、町政について幅広い町民の意見を反映し、かつ、町政に対する町民の理解を深めることを目的とする。

(参加者)

第2条 タウンミーティングに参加する者は、原則として町内に在住、在勤又は在学する者とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 公の秩序を乱すもの又はその恐れがあるもの
- (2) 専ら政治、宗教又は営利を目的としたもの又はその恐れがあるもの
- (3) 単なる苦情、要望等を扱うもの又はその恐れがあるもの
- (4) 特定の個人、団体の権利に関する事項を扱うもの又はその恐れがあるもの

(実施方法)

第3条 タウンミーティングの実施方法は、前条に規定する参加者と町長との対談による意見交換とし、町長が特に必要と認めるときは、町職員を出席させることができる。

(内容)

第4条 タウンミーティングの実施におけるテーマは、町長が別に定める。

(開催場所)

第5条 タウンミーティングの開催場所は、町内に限るものとする。

(募集)

第6条 タウンミーティングの参加者の募集は、町の広報紙、町のホームページ等で公募により行うものとする。

(決定)

第7条 前条の規定により応募した者は、原則として、全員参加できるものとする。ただし、会場等の都合により参加者に定員を設ける場合は、抽選により決定するものとする。

(公表)

第7条 実施したタウンミーティングの結果は、必要に応じて、概要をとりまとめ

公表するものとする。

(庶務)

第8条 タウンミーティングの庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、タウンミーティングの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。